

# 第5章 介護保険事業の運営

## 1 介護保険事業計画策定の基本的な考え方

あんジョイプラン9における介護保険事業計画は、以下の考え方に基づいて策定しています。

### (1) いつでも安心して利用できるサービス提供体制の構築

#### ① 介護保険サービス等の基盤整備と供給量の確保

介護保険制度は、高齢者等の自立した日常生活を支援することを目的としています。介護を必要としている高齢者等に、適切な介護サービスが提供され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、サービスの基盤整備と供給量の確保が必要です。利用者のサービス選択の幅を広げるため、介護保険サービスを実施する意向のある事業者を把握し、情報提供等を行うよう努めます。

#### ② 災害・感染症対策の体制整備

災害・感染症が発生した場合においても、介護を必要とする高齢者等に対してサービスが継続して提供される体制を整備する必要があります。令和3年度からは国の制度改正により介護サービス事業者に対し、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施等が義務付けられるため、介護サービス事業者への働きかけと、実施状況の確認を行います。

非常事態への対策として、介護サービス事業者等と日頃から連携をとり、必要な情報の提供や、現場の状況について確認を行います。また、危機管理部門と連携し、衛生用品等の物資の備蓄を行い、必要時に介護施設等に供給できる体制を整えます。加えて、県と連携し、災害・感染症発生時における支援体制の構築に努めます。

### (2) 介護保険制度の持続可能性の確保

令和7年(2025年)に、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護や生活支援を必要とする人が大幅に増加していき、令和22年(2040年)には現役世代の人口減少が顕著となる見込みであることから、介護保険制度の持続可能性の確保が課題です。特に、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、中重度の要介護者の増加に対応するため、介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

また、介護保険サービスの適切な提供のためには、介護人材の確保が不可欠です。介護現場の実態を把握し、保険者として介護人材の確保・離職防止に取り組む必要があります。

なお、サービス量の推計及び保険料の算定にあたっては、介護保険制度を長期にわたって運営する観点から、令和22年(2040年)を見据えた長期推計を行います。

## 2 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、市内を日常生活の圏域に分け、区域を定めることとされています。この圏域を日常生活圏域といいます。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくため、地域の支え合いを基盤とした地域住民活動の組織づくりなど、地域福祉推進の観点から捉えることも重要となります。

本市では、これまで中学校区を日常生活圏域に設定し、地域包括支援センター、福祉センターなど計画的な整備を図ってきました。

第8期（令和3年度から令和5年度まで）では、第7期（平成30年度から令和2年度まで）と同様に、施設整備及び地域福祉推進の視点から、引き続き8つの中学校区を日常生活圏域として設定します。

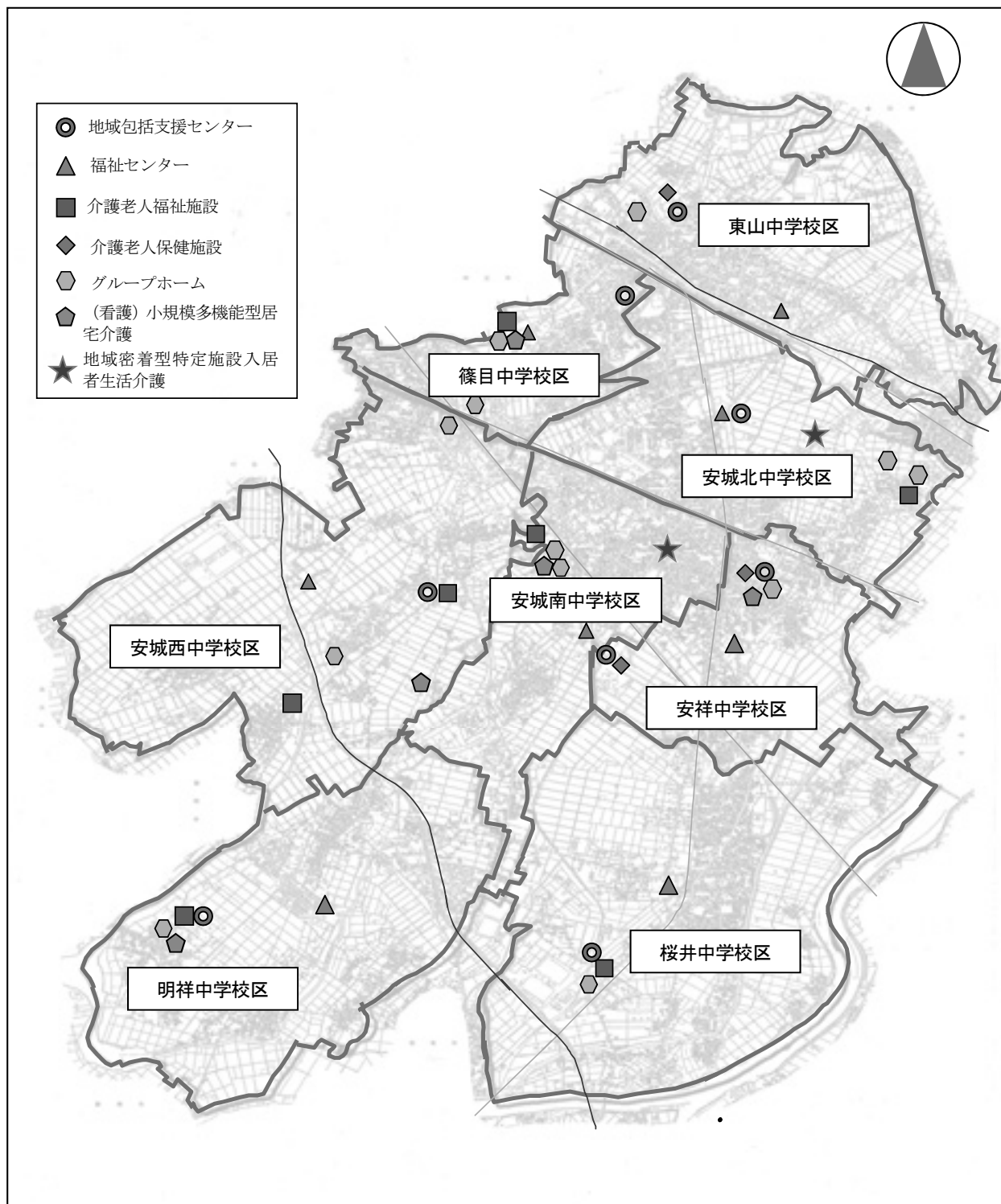
### 8つの中学校区を日常生活圏域に設定

図表 5-1 日常生活圏域別の高齢者人口・要介護認定者数・認定率

圏域名	高齢者人口 (人)	要介護認定者	
		人数(人)	認定率(%)
東山中学校区	4,731	627	13.3
安城北中学校区	6,905	1,018	14.7
篠目中学校区	3,968	557	14.0
安城南中学校区	6,266	874	13.9
安祥中学校区	4,486	683	15.2
安城西中学校区	5,316	752	14.1
明祥中学校区	3,318	507	15.3
桜井中学校区	5,243	795	15.2
計	40,233	5,813	14.4

備考：要介護認定者数は住所地特例者を除き表示しています。(令和2年10月1日現在)

図表 5-2 日常生活圏域設定図



備考：介護老人福祉施設は地域密着型介護老人福祉施設を含みます。

図表 5-3 日常生活圏域別の主な介護保険サービス、老人福祉施設等

サービス等	圏域名									
	東山	安城北	篠目	安城南	安祥	安城西	明祥	桜井	計	
施設系	介護老人福祉施設 ※1		1 (100)	1 (29)	1 (29)		2 (220)	1 (100)	1 (100)	7 (578)
	介護老人保健施設	1 (110)				2 (200)				3 (310)
居住系	地域密着型特定施設		1 (29)		1 (29)					2 (58)
	認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	1 (18)	2 (36)	2 (36)	2 (36)	1 (18)	2 (45)	1 (18)	1 (18)	12 (225)
地域密着型サービス、 老人福祉施設等	（看護）小規模多機能型 居宅介護※2			1 (18)	1 (25)	1 (29)	1 (29)	1 (25)		5 (126)
	サービス付き高齢者向け 住宅			2 (116)	1 (49)	2 (101)			1 (32)	6 (298)
	有料老人ホーム等 ※3		1 (52)		2 (38)		2 (188)		2 (71)	7 (349)
	地域包括支援センター 福祉センター 地区社協	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	8

備考：上段は施設数 下段は定員数

(令和2年10月1日現在)

※1 介護老人福祉施設は地域密着型介護老人福祉施設を含みます。

※2 篠目中学校区の小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護です。

※3 桜井中学校区の有料老人ホーム等はケアハウス（定員50名）を含みます。

### 3 介護保険サービスの概要

#### (1) 居宅サービス

##### ① サービスの概要

居宅サービスは、自宅等で暮らしながら受けることのできるサービスです。

ケアマネジャーが作成したケアプランに基づき、「通所」「訪問」「短期入所（泊まり）」等のサービスを組み合わせて利用することができます。また、福祉用具の利用や住宅改修をする際に、介護保険の適用を受けることができます。

##### ② サービスの種類及び内容

サービス種類	サービス内容
訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。
訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
訪問リハビリテーション	居宅での生活機能を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によりリハビリを行います。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護（デイサービス）	定員 19 人以上の通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行います。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリを日帰りで行います。
短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練等を行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行います。
特定福祉用具販売	入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入した際、購入費を支給します。
住宅改修支給	手すりの取付けや段差解消等の小規模な住宅改修費を支給します。
居宅介護支援・介護予防支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、認定者等の心身の状況、環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画等を作成し、サービス提供の確保のため、介護サービス事業者等と連絡調整を行います。また施設入所が必要な場合は、施設への紹介等を行います。

### ③ 現状と課題

令和2年10月1日現在における居宅サービスの利用者は3,951人です。

令和7年(2025年)に、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護や生活支援を必要とする人が大幅に増加する一方で、令和22年(2040年)には現役世代の人口減少が顕著となることから、サービス供給量の確保が課題です。

### ④ 今後の方向性

介護保険制度の理念の一つとして、在宅重視が挙げられます。要介護認定を受けた人でも、自宅で可能な限り、自分らしく自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスを提供します。また、サービス提供量が不足することのないよう、介護保険サービスを実施する意向のある事業者を把握し、情報提供等を行うよう努めます。

なお、介護保険制度の理念である、高齢者の自立支援・重度化防止のためには、リハビリによって日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要であり、リハビリサービスを計画的に提供できる体制の構築が重要です。そのため、本市のリハビリサービス提供事業者数及び利用率について、全国・愛知県平均と比較し、現状把握を行いました。その結果、事業者数については通所リハビリを除いて全国・愛知県平均を上回り、利用率については特に訪問リハビリで数値が高く、リハビリに対する意識の高さがかがえます。今後も、利用率が高い水準で維持されることを目標とし、サービスの提供体制を定期的に評価します。また、サービス終了後に家庭や社会への参加等、利用者の自立につながった事例を調べ、より効果的なサービス活用方法について研究を進めます。

図表 5-4 リハビリサービス提供事業者数（認定者数を1万人とした場合）(か所)

サービス種類	全国	愛知県	安城市
介護老人保健施設	6.73	6.40	7.14
訪問リハビリ	7.77	7.42	8.93
通所リハビリ	12.66	13.79	10.71

資料：「介護保険総合データベース」及び「介護保険事業状況報告」年報

図表 5-5 リハビリサービス利用率 (%)

サービス種類	全国	愛知県	安城市
介護老人保健施設	5.44	5.52	5.51
訪問リハビリ	1.77	1.50	3.40
通所リハビリ	8.96	10.00	10.30

資料：「介護保険事業状況報告」年報

## (2) 地域密着型サービス

## ① サービスの概要

地域密着型サービスは原則、安城市民のみ利用が可能なサービスです。認知症に特化したサービス、夜間対応型、24 時間体制のサービス等、利用者の状態に応じた柔軟なサービスを提供できることが特徴です。介護が必要となった人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる、『安城市版地域包括ケアシステム』の推進のために不可欠なサービスです。

## ② サービスの種類及び内容

サービス種類	サービス内容
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者を対象に、デイサービスを行う施設等で、日常生活上の世話や機能訓練等を行います。
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者に対し、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練等を行います。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ多機能なサービスを行います。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の既存の在宅サービスを組み合わせて行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。 ※新規入所は原則要介護 3 以上の入居者
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の有料老人ホーム等で、入居している高齢者に、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。
夜間対応型訪問介護	24 時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行います。
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の世話や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

## ③ 現状と課題

令和 2 年 10 月 1 日現在における地域密着型サービスの利用者は 768 人です。

(看護) 小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などは、利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供が可能であり、地域包括ケアシステムを推進する上で不可欠なサービスですが、料金が月額制で利用者にとって一定の経済的負担が生じること、人員配置や採算性の面から事業所運営の難しさがあることなどから、利用者数、事業所数が伸びづらい傾向があります。

#### ④ 今後の方向性

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、中重度の要介護認定者等が、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるように、8つの日常生活圏域ごとにバランスよく地域密着型サービスの整備に努めます。また、ケアマネジャーや介護サービス事業者等への聞き取り等を通じ、事業所運営の実態等について情報収集し、より深く地域密着型サービスを理解することで、効果的なサービス活用方法について研究を進めます。また、引き続き市民への周知を行い、サービスの定着を図ります。

### (3) 施設サービス

#### ① サービスの概要

在宅生活が困難になった高齢者が入所する、以下の施設にて受けることができるサービスです。

#### ② サービスの種類及び内容

サービス種類	サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。 ※新規入所は原則要介護3以上の入
介護老人保健施設	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリを中心としたケアを行います。
介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

#### ③ 現状と課題

令和2年10月1日現在、介護老人福祉施設が5か所(定員520人)、介護老人保健施設が3か所(定員310人)設置されており、施設サービスの利用者は767人です。

介護老人福祉施設の新規入所者は原則要介護3以上に限定され、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として位置づけられています。入所費用が比較的低額であることなどから、入所希望者が多く、申込みをしてもすぐには施設を利用できないことがあります。

施設サービスの充実、介護離職ゼロを目指すうえで重要な要素であることから、市民ニーズを把握し、適切な施設整備をする必要があります。

#### ④ 今後の方向性

施設サービスの整備にあたっては、要介護認定者や家族介護者のニーズを的確に把握するよう努め、特に介護老人福祉施設の入所待機者数については定期的に調査を行います。また、既存の介護保険施設の設置数だけでなく、介護保険の適用を受けない、住宅型有料老人ホーム等、高齢者向け住宅の整備状況も考慮します。



## 4 地域支援事業

要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を送ることができるように支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と在宅介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するため、地域支援事業を計画的に実施します。

国が設定した地域支援事業のメニューに基づき、本市では次表のとおり地域支援事業を実施します。

図表 5-6 地域支援事業の実施事業

事業名		個別事業
総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス事業 (1-1-1) 通所型サービス事業 (1-1-2) 短期集中型介護予防サービス (1-1-3) 介護予防ケアマネジメント (1-1-4)
	一般介護予防事業	介護予防把握事業 (1-1-6) 介護予防普及啓発事業 (1-1-7) 地域介護予防活動支援事業 (1-1-8) 地域リハビリテーション活動支援事業 (1-1-9) リハビリ専門職によるアセスメント支援事業 (1-1-10) 高齢者地域生活支援促進事業 (1-5-4)
包括的支援事業		認知症初期集中支援推進事業 (1-2-1) 認知症サポーターの養成と活用 (1-2-3) 認知症カフェの充実 (1-2-4) 従事者向け認知症対応力向上研修等の実施 (1-2-5) 多職種連携のための人材育成研修 (1-4-1) 看取り体制構築のための研修と市民啓発 (1-4-2) 在宅医療に関する普及啓発 (1-4-4) 地域ケア会議 (1-5-1) 生活支援サービスの体制整備 (1-5-2) あんジョイ生活サポーター養成研修事業 (1-5-3) 地域包括支援センターの運営 (5章5)
任意事業	介護給付等費用適正化事業	介護給付等費用適正化事業 (3-2-1)
	家族介護支援事業	認知症高齢者見守り事業 (1-2-2) おむつ費用助成事業 (1-3-2) 介護者のつどい (1-3-3) 介護者支援事業 (1-3-4)
	その他の事業	介護サービス相談員派遣事業 (3-2-4) 認知症サポーターの養成と活用 (1-2-3) 高齢者給食サービス事業 (2-4-14) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 (2-4-15)

## 5 地域包括支援センターの運営

---

### (1) 地域包括支援センターの概要

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、8つの日常生活圏域それぞれに、介護予防、様々な相談への対応、虐待の防止・早期発見等の権利擁護、ケアマネジャー支援と関係者ネットワークの構築を図る包括的・継続的ケアマネジメント等を担う、公正・中立な事業の実施拠点としての「地域包括支援センター」を設置しています。また、高齢福祉課は各地域包括支援センター間の連絡調整及び支援を行っています。

以下のような業務を行うため、地域包括支援センターには、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師または地域保健等の経験を持つ看護師等を配置しています。

#### ① 介護予防ケアマネジメント

基本チェックリスト該当者や要支援認定者等が、要介護状態等になることの予防や、状態の維持・改善に向けたケアマネジメントを行います。具体的には、アセスメントの実施、プランの作成、多様な主体によるサービス・支援の提供、再アセスメントという流れにより、各高齢者の状況に応じて、介護予防・日常生活支援総合事業や介護予防給付が包括的かつ効率的に提供されているかを評価（モニタリング）します。

#### ② 総合的な相談・支援

地域における関係機関との連絡調整やネットワークの構築をするとともに、高齢者の心身や生活状況等を把握し、保険・医療・福祉・介護予防・生活支援のサービス利用につなげるなどの支援を行います。

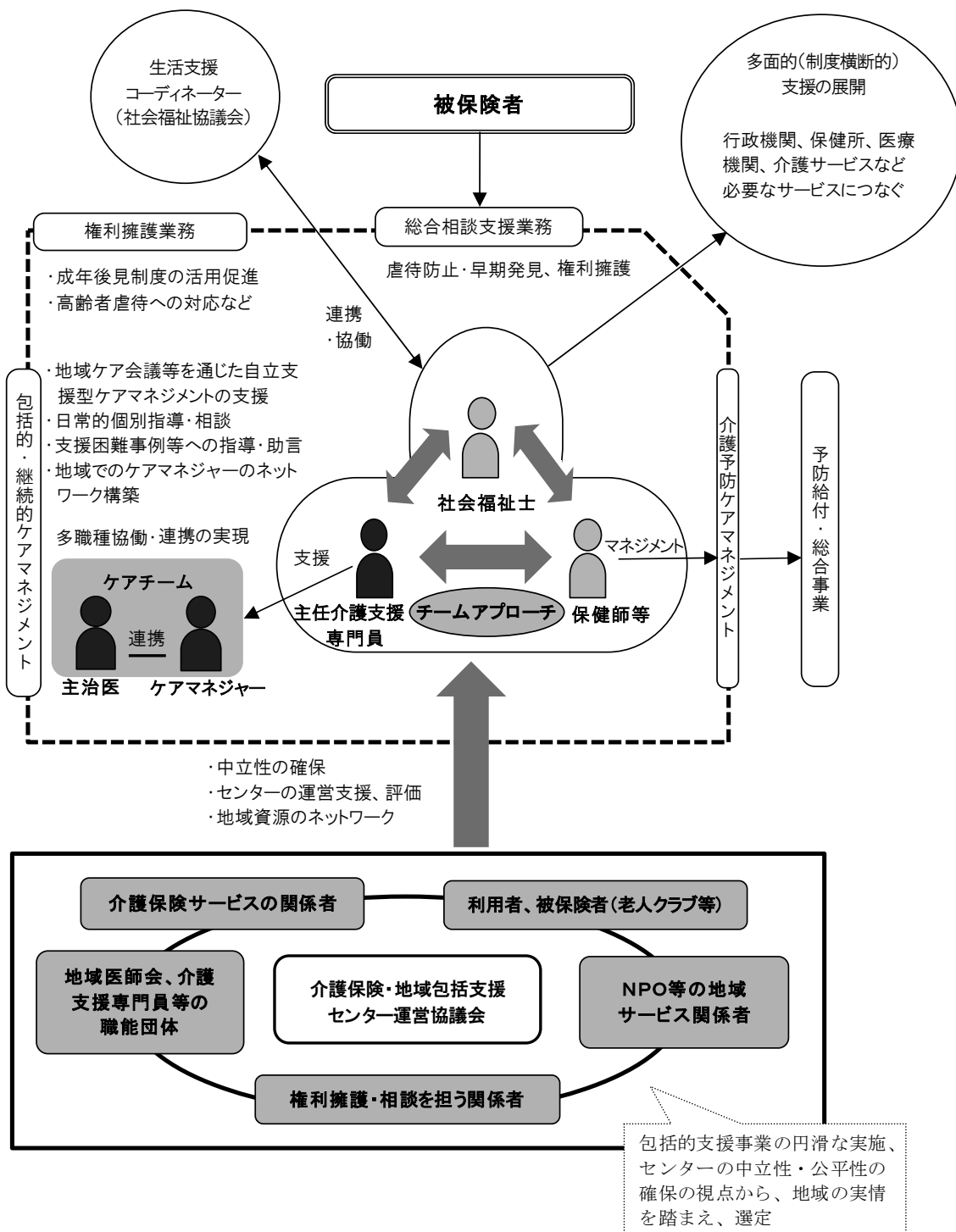
#### ③ 虐待の防止・早期発見等の権利擁護

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワーク構築、成年後見制度・日常生活自立支援事業等についての情報提供など、高齢者の権利擁護に関する取組みを行います。

#### ④ 包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーに対する日常的個別指導や相談、支援困難事例等への指導・助言、地域でのケアマネジャーのネットワーク構築、自立支援に資するケアマネジメントの支援等を行います。

図表 5-7 地域包括支援センターの業務



## (2) 地域包括支援センターの機能充実

### ① 点検評価体制の充実

市と地域包括支援センターが一体となって、「地域包括ケアシステム」の実現に取り組んでいくために、市が地域包括支援センターの運営方針を提示し、地域包括支援センターは運営方針に基づいて自己評価を行い、自己評価をもとに介護保険・地域包括支援センター運営協議会において点検評価を行います。

### ② 市民の認知度の向上

公共施設等でのチラシの設置、町内福祉委員会・老人クラブ・福祉センター・各種団体等でのPR等を通じて、身近な相談窓口として市民の認知度の向上を図ります。

### ③ 地域共生社会を視野に入れた相談・支援の充実

「地域ケア個別会議」、「地域ケア地区会議」、生活支援ネットワーク会議等を通じて、保健・医療・高齢者福祉・障害者福祉・生活支援等のボランティア団体や生活支援サービスの事業者等、地域内の様々な機関・団体とのネットワークを強化します。

### ④ 認知症対応等の支援

増加する認知症高齢者等からの相談に対応し、的確な支援に結びつけるために、医療・介護・福祉など様々な事業所や、地域の町内福祉委員会・ボランティア団体との連携を図ります。また、認知症に関する啓発、認知症カフェや「認知症高齢者捜索・声かけ模擬訓練」等の地域における活動を支援します。

### ⑤ 「地域ケア地区会議」の運営強化

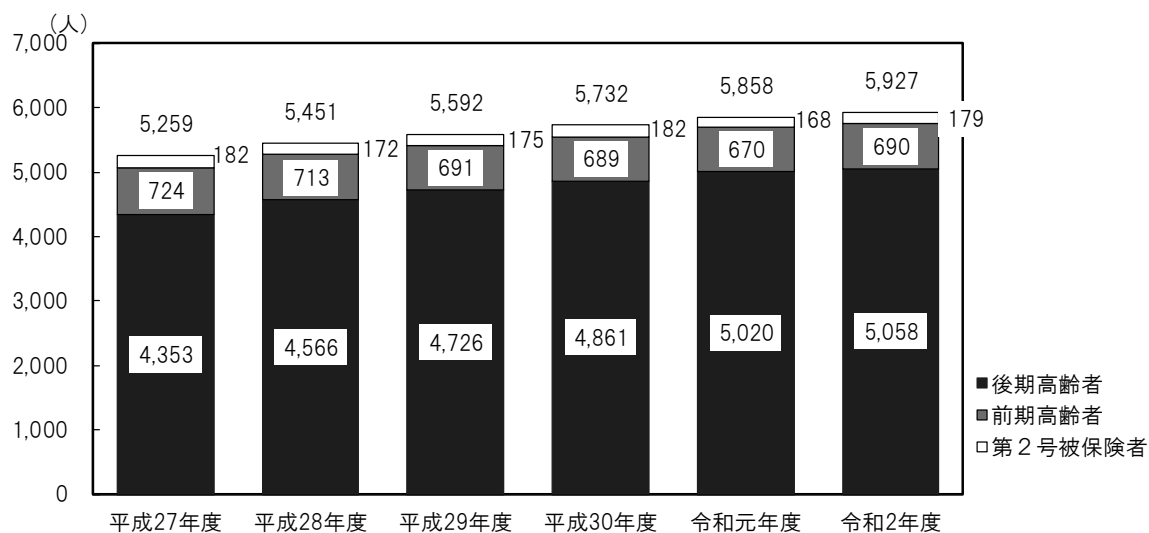
「地域ケア個別会議」で多職種協働により検討したケースを踏まえ、「地域ケア地区会議」において、地域課題を整理して解決を図り、地域づくりや地域資源の開発に反映させていくとともに、市の政策形成につなげていきます。

## 6 介護サービスの実施状況

### (1) 要介護認定者数と要介護認定率

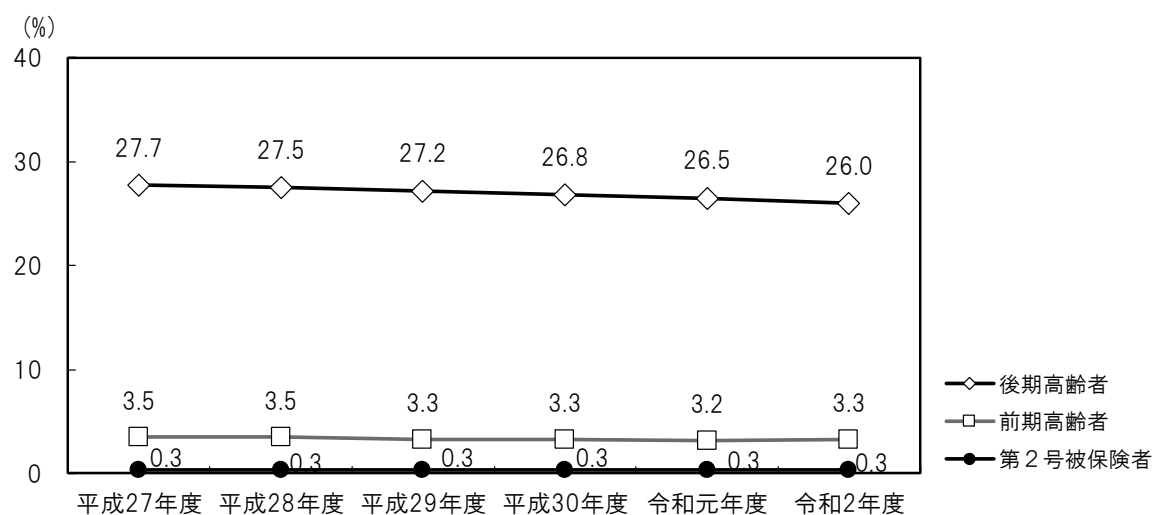
本市における要介護認定者数は増加傾向で推移しています。認定率は後期高齢者でやや低下しています。なお、認定率は全国・愛知県と比べてやや低くなっています。

図表 5-8 要介護認定者数の推移



資料：「介護保険事業状況報告」（各年10月1日現在）

図表 5-9 要介護認定率の推移



資料：「介護保険事業状況報告」（各年10月1日現在）

図表 5-10 年齢調整済み認定率の比較 (%)

区分	全国	愛知県	安城市
重度認定率	6.3	5.9	5.1
軽度認定率	12.1	11.8	10.7
計	18.4	17.7	15.8

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年）

備考：調整済み認定率は、「第1号被保険者の性別・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率。

## (2) サービス受給状況の概況

給付費の割合は、令和2年度において居宅が53.4%、地域密着型が18.0%、施設が28.6%となっています。第1号被保険者1人当たりの給付月額については、在宅サービスは全国・愛知県とほぼ同様で、居住系・施設サービスは全国・愛知県より低くなっています。

図表 5-11 居宅・地域密着型・施設サービス別の受給者数と給付費の推移

区分	受給者数 (人)	給付費		1人当たりの 給付費 (千円)	
		(千円)	割合 (%)		
居宅	平成27年度	3,546	388,258	60.5	109.5
	平成30年度	3,680	378,141	54.4	102.8
	令和元年度	3,595	379,380	52.3	105.5
	令和2年度	3,951	401,630	53.4	101.7
地域密着型	平成27年度	341	74,862	11.7	219.5
	平成30年度	731	115,242	16.6	157.6
	令和元年度	764	130,615	18.0	171.0
	令和2年度	768	135,833	18.0	176.9
施設	平成27年度	705	178,592	27.8	253.3
	平成30年度	757	201,695	29.0	266.4
	令和元年度	779	215,968	29.7	277.2
	令和2年度	767	215,102	28.6	280.4

資料：「介護保険事業状況報告」現物給付（10月サービス分）、償還給付（11月支出決定分）

備考：平成28年度から、居宅サービスである通所介護の一部が、地域密着型通所介護に移行。

図表 5-12 第1号被保険者1人当たりの給付月額 (円)

区分	全国	愛知県	安城市
在宅サービス	10,600	10,781	10,974
居住系サービス	2,557	2,320	1,867
施設サービス	7,233	6,861	6,181
計	20,390	19,962	19,022

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年）

備考：給付月額は年齢調整済み。居住系サービスは、在宅サービスの中の特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護など住まいの機能を有するもの。詳細は図表5-17参照

(3) 各サービスの利用状況

サービスの利用状況について、令和2年度は「福祉用具貸与」「通所介護」の利用者数が、他のサービスに比べ多くなっています。このほか、「訪問看護」「居宅療養管理指導」「福祉用具貸与」の利用者数が平成27年度と比べると大幅に増加しています。

① 居宅サービス

図表 5-1 3 主な居宅サービス別の利用状況の推移 (人)

区分	訪問介護	訪問看護	訪問 リハビリ	居宅療養 管理指導	通所介護	通所 リハビリ	短期入所 生活介護	福祉用具 貸与
平成27年度	865	282	178	559	1,815	662	342	2,043
平成30年度	636	390	178	742	1,233	697	387	2,308
令和元年度	620	414	187	805	1,169	623	423	2,544
令和2年度	652	453	190	903	1,190	584	392	2,651

資料：「介護保険事業状況報告」(10月サービス分)

備考：訪問介護及び通所介護の利用者のうち、要支援認定者は平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行。

② 地域密着型サービス

図表 5-1 4 地域密着型サービス別の利用状況の推移 (人)

区分	定期巡回	認知症 デイ	看護小規 模多機能	小規模 多機能	グループ ホーム	地域密着 特定施設	地域密着 老人福祉 施設	地域密着 通所介護
平成27年度	43	17	0	55	168	29	29	—
平成30年度	58	23	3	71	214	50	60	256
令和元年度	56	22	8	76	200	56	58	280
令和2年度	60	22	13	80	215	53	58	266

資料：「介護保険事業状況報告」(10月サービス分)

③ 施設サービス

図表 5-1 5 施設サービス別の利用状況の推移 (人)

区分	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護 医療院
平成27年度	408	291	10	—
平成30年度	464	289	9	0
令和元年度	464	309	4	4
令和2年度	459	303	3	5

資料：「介護保険事業状況報告」(10月サービス分)

図表 5-16 第1号被保険者1人当たりの月額給付費の比較（各サービス）（円）

区 分		全国	愛知県	安城市
在宅	訪問介護	1,746	1,979	1,230
	訪問看護	538	615	432
	通所介護	2,511	2,604	3,208
	通所リハビリ	951	1,006	1,080
	短期入所生活介護	866	818	866
	福祉用具貸与	678	685	779
居住系	地域密着型通所介護	807	776	665
	認知症対応型共同生活介護	1,399	1,272	1,348
施設	介護老人福祉施設	3,741	3,317	3,398
	介護老人保健施設	2,635	2,673	2,297

資料：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年）

備考：給付費は年齢調整済み





## 7 介護サービス量・保険料の見込み

### (1) サービスの見込量の推計の基本的な考え方

要支援・要介護認定者数、事業対象者数をもとに、介護給付、予防給付のサービス見込量及び地域支援事業を推計します。

要支援・要介護認定者全体を捉えると下記の図表のように、介護給付のサービス利用者（要介護認定者）と予防給付のサービス利用者（要支援認定者）に分けられます。それぞれの構成は、「施設・居住系サービス利用者」と「在宅サービス受給対象者」の大きく2つに分けられます。

図表 5-17 介護給付に係るサービス区分

要介護認定者全体				
施設・居住系サービス利用者			在宅サービス受給対象者	
施設	居住系			
施設サービス利用者	入所者生活介護利用者	地域密着型介護利用者	地域密着型特定施設入居者生活介護利用者	認知症対応型共同生活介護利用者
				特定施設入居者生活介護利用者
居宅サービス・地域密着型サービスの利用者				要介護認定を受けたが、サービスを利用しない人

図表 5-18 予防給付に係るサービス区分

要支援認定者全体		
居住系サービス利用者		在宅サービス受給対象者
共同生活介護利用者	介護予防認知症対応型利用者	介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの利用者
	介護予防特定施設入居者生活介護利用者	要支援認定を受けたが、サービスを利用しない人

介護サービス量・保険料の推計手順は、以下のとおりです。推計の期間としては、第8期の計画期間である令和3年度から令和5年度までの3年間の推計、中期的な見通しとなる令和7年度（2025年度）の推計、長期的な見通しとなる令和22年度（2040年度）の推計を行います。

### ① 人口の推計

要介護認定者数を推計するため、住民基本台帳人口等を基準として、コーホート変化率法<sup>※</sup>により、40歳以上の人口について、性別・年齢別に人口推計を行います。

※ コーホート変化率法：各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

### ② 要支援・要介護認定者数等の推計

介護保険事業の実績値から、性別・年齢5歳階級別、要支援・要介護度別に認定者数等を推計します。

### ③ 施設・居住系サービス、在宅サービスの利用者数等の想定

要支援・要介護認定者数の推計、施設整備計画等を踏まえ、施設・居住系サービスの利用者数を見込みます。次に、在宅サービスの受給対象者に占める在宅サービス別の利用率等を見込みます。

### ④ 介護サービス見込量・総給付費の推計

想定した利用人数、利用率などを踏まえ、サービス別にサービス見込量・給付費（年間）を推計します。各サービスの給付費を合計し、総給付費を算出します。

- ・在宅サービス別の利用者数＝在宅サービスの受給対象者数×サービス別の利用率
- ・サービス別給付費＝サービス利用者数×1人1月あたり給付費×12か月

### ⑤ 保険料の算定

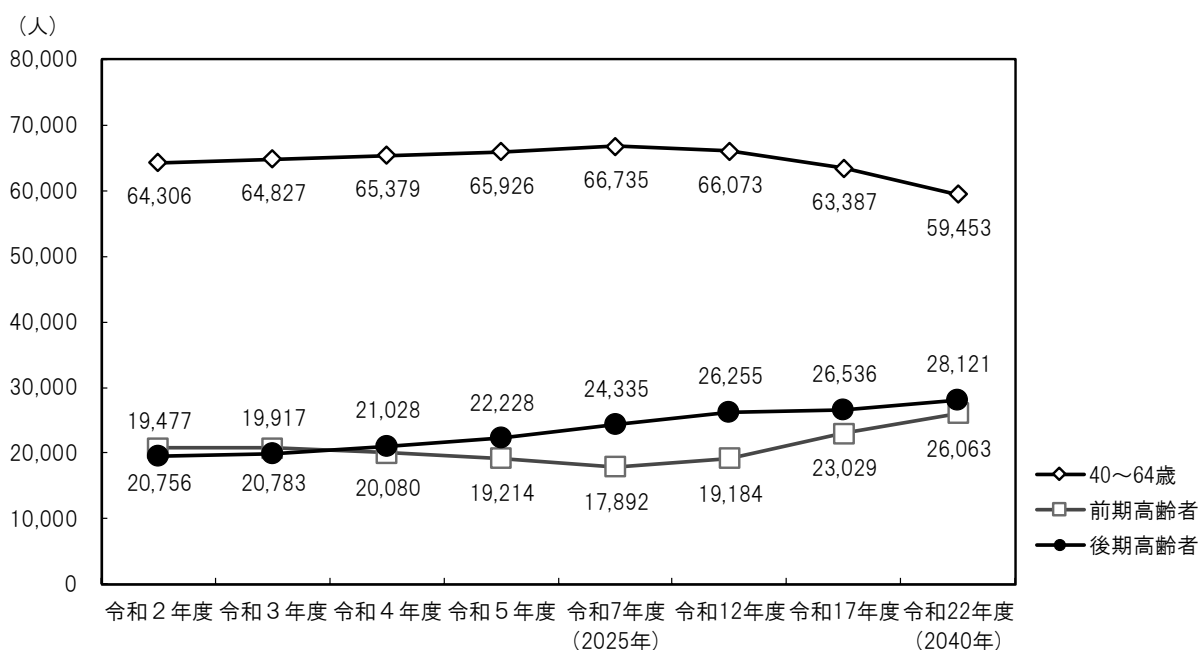
総給付費に、地域支援事業等の費用、準備基金の取崩し、所得段階別の保険料設定等を踏まえ、第1号被保険者の保険料額を算定します。

(2) 人口の推計

介護保険の第1号被保険者(65歳以上の人)の加入は、住民基本台帳の登録に基づき決定されることから、人口推計については、令和2年10月1日時点における男女別、年齢1歳別住民基本台帳を基準として、コーホート変化率法により推計しました。令和7年度以降の変化率については、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口における安城市の変化率を利用しています。

その結果、本市の高齢者人口は、令和2年度の40,233人から、令和5年度には41,442人、令和22年度には54,184人と増加し、高齢化率も令和2年度の21.2%から、令和5年度には21.6%、令和22年度には28.2%と上昇していく見込みです。

図表 5-19 前期高齢者、後期高齢者、第2号被保険者人口の推移

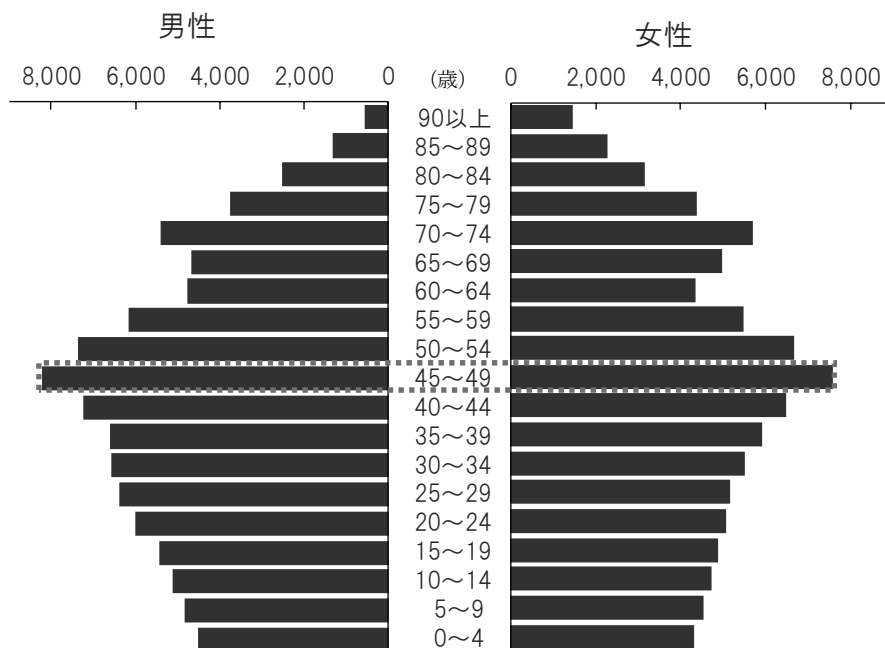


備考：令和3年度以降は本計画の推計値（各年10月1日現在）

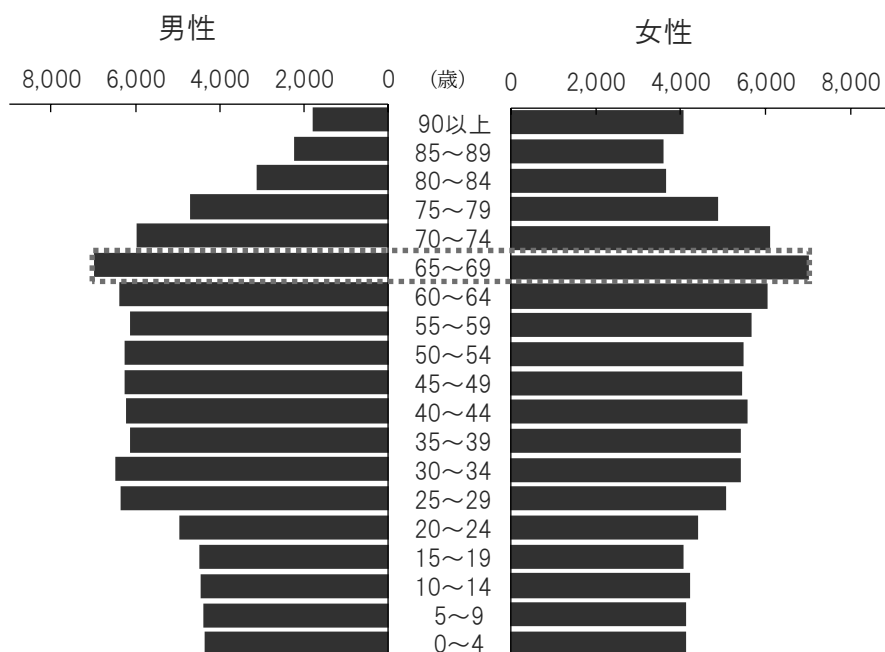
本市の人口の特徴として、45～49歳の団塊ジュニア世代の人口が多いことが挙げられます。令和2年10月1日現在において、65～69歳の人口は9,652人いますが、20年後の令和22年度（2040年度）には団塊ジュニア世代が65～69歳となり、その人口は13,985人となる見込みです。このことから、今後、高齢化はさらに加速することが予想されます。

図表 5-20 安城市の人口ピラミッド (人)

・令和2年度（2020年度）



・令和22年度（2040年度）



図表 5-21 男女別・年齢5歳階級別人口推計

(人)

区分		令和2年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年)	令和12年度	令和17年度	令和22年度 (2040年)
男性	40～64歳	33,736	34,031	34,308	34,551	34,949	34,564	33,236	31,246
	65歳以上	18,245	18,431	18,596	18,790	19,190	20,724	22,654	24,823
	65～69歳	4,682	4,540	4,444	4,434	4,509	5,603	6,406	6,971
	70～74歳	5,400	5,495	5,261	4,932	4,326	4,191	5,212	5,974
	75～79歳	3,750	3,723	3,955	4,262	4,822	3,865	3,764	4,695
	80～84歳	2,533	2,623	2,768	2,897	3,033	3,955	3,188	3,134
	85～89歳	1,308	1,424	1,497	1,540	1,689	2,070	2,768	2,248
	90歳以上	572	626	671	725	811	1,040	1,316	1,801
	小計	51,981	52,462	52,904	53,341	54,139	55,288	55,890	56,069
女性	40～64歳	30,570	30,796	31,071	31,375	31,786	31,509	30,151	28,207
	65歳以上	21,988	22,269	22,512	22,652	23,037	24,715	26,911	29,361
	65～69歳	4,970	4,758	4,540	4,338	4,238	5,277	6,293	7,014
	70～74歳	5,704	5,990	5,835	5,510	4,819	4,113	5,118	6,104
	75～79歳	4,391	4,181	4,453	4,771	5,417	4,590	3,934	4,893
	80～84歳	3,169	3,365	3,519	3,743	3,943	4,996	4,243	3,666
	85～89歳	2,276	2,384	2,497	2,496	2,605	3,287	4,233	3,607
	90歳以上	1,478	1,591	1,668	1,794	2,015	2,452	3,090	4,077
	小計	52,558	53,065	53,583	54,027	54,823	56,224	57,062	57,568
計	40～64歳	64,306	64,827	65,379	65,926	66,735	66,073	63,387	59,453
	65歳以上	40,233	40,700	41,108	41,442	42,227	45,439	49,565	54,184
	65～69歳	9,652	9,298	8,984	8,772	8,747	10,880	12,699	13,985
	70～74歳	11,104	11,485	11,096	10,442	9,145	8,304	10,330	12,078
	75～79歳	8,141	7,904	8,408	9,033	10,239	8,455	7,698	9,588
	80～84歳	5,702	5,988	6,287	6,640	6,976	8,951	7,431	6,800
	85～89歳	3,584	3,808	3,994	4,036	4,294	5,357	7,001	5,855
	90歳以上	2,050	2,217	2,339	2,519	2,826	3,492	4,406	5,878
	合計	104,539	105,527	106,487	107,368	108,962	111,512	112,952	113,637
総人口	190,155	190,823	191,450	192,045	193,134	194,035	193,672	192,111	
高齢化率(%)	21.2%	21.3%	21.5%	21.6%	21.9%	23.4%	25.6%	28.2%	

備考：令和2年度は安城市「住民基本台帳」（令和2年10月1日時点）。令和3年度以降は本計画の推計値

### (3) 要支援・要介護認定者数等の推計

要支援・要介護認定者数の推計の結果、要支援・要介護認定者数は、令和7年度(2025年度)には6,818人、令和22年度(2040年度)には9,519人に増加すると予測されます。

図表 5-2 2 要介護認定者数の推計(第2号被保険者を含む) (人)

区分	令和2年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和12年度	令和17年度	令和22年度 (2040年度)
要支援1	1,126	1,113	1,143	1,164	1,246	1,439	1,572	1,614
要支援2	849	879	893	910	977	1,117	1,252	1,312
要介護1	1,192	1,224	1,260	1,295	1,383	1,629	1,826	1,924
要介護2	867	887	907	933	998	1,151	1,305	1,418
要介護3	599	609	625	640	681	796	912	1,005
要介護4	748	768	787	812	865	1,021	1,164	1,290
要介護5	546	594	611	628	668	783	882	956
合計	5,927	6,074	6,226	6,382	6,818	7,936	8,913	9,519

図表 5-2 3 認知症高齢者数の推計 (人)

区分	令和2年度 (推計)	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
65~74歳	787	746	689	1,057
75~84歳	2,368	2,762	3,024	3,174
85歳以上	3,245	3,841	4,222	7,642
合計	6,400	7,349	7,935	11,873

備考：認知症高齢者数は、厚生労働省科学研究費補助金事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」に掲載の認知症患者推定有病率を利用して推計

図表 5-2 4 ひとり暮らし高齢者世帯数

区分	令和2年度 (実績)	令和5年度	令和7年度 (2025年度)
世帯数	7,277	7,687	7,960

備考：ひとり暮らし高齢者世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している愛知県の単独世帯の世帯主率を利用して推計

図表 5-25 日常生活圏域別高齢者数の推計 (人)

圏域名	東山	安城北	篠目	安城南	安祥	安城西	明祥	桜井	計
令和2年度 (実績)	4,731	6,905	3,968	6,266	4,486	5,316	3,318	5,243	40,233
令和5年度	4,830	7,176	4,112	6,636	4,577	5,495	3,307	5,309	41,442
令和7年度 (2025年度)	4,917	7,360	4,187	6,870	4,649	5,632	3,275	5,337	42,227

備考：令和2年10月1日時点の圏域別の性・年齢別人口をもとに、全市の性・年齢別の変化率を利用して算出

#### (4) 施設・居住系サービス、在宅サービスの利用者数等の想定

施設・居住系サービス及び在宅サービスの利用者数等については、以下の考え方に基づいて想定しています。各サービスの具体的な利用者数、利用回数(日数)、給付費の見込みについては、「(5) 介護サービス見込量・総給付費の推計」に記載しています。

##### ① 施設・居住系サービスの利用者数の想定

現時点における施設・居住系サービスの整備数、定員数、入居(入所)者数、待機者数、次期施設整備計画及び要介護認定者の将来推計値を踏まえ、利用者数を想定しました。

##### ② 在宅サービスの利用者数の想定

認定者数の推計値から、施設・居住系サービス受給対象者の推計値を差し引いた在宅サービス受給対象者数に、要介護度別の利用率を乗じ、各在宅サービスの利用者数を推計しました。利用率については、令和2年度の利用率が令和3年度以降変化しないと想定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の利用者数が一時的に過少となっている在宅サービスについては、過去の実績値を参考に利用者数を修正しています。

(5) 介護サービス見込量・総給付費の推計

各年度における介護サービス見込量は下表のとおりです。サービス別給付費は、サービス利用者数に1人1月あたり給付費を乗じ、月数の12を乗じています。

なお、表の給付費は年額で単位は千円、回数・日数及び人数は1月あたりの数値です。

図表 5-26 介護サービス見込量・給付費の推計

① 居宅サービス

(給付費：千円/年、回数・日数/月、人数/月)

サービス種類	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問介護	給付費	650,526	681,040	707,441	745,996	1,075,509
	回数	19,254.2	20,145.2	20,938.7	22,052.1	31,812.0
	人数	638	666	691	731	1,042
訪問入浴介護	給付費	95,813	100,572	107,062	107,223	153,901
	回数	652.4	684.5	728.8	729.7	1,047.2
	人数	106	111	119	119	170
訪問看護	給付費	213,369	225,544	237,499	246,790	348,131
	回数	3,103.6	3,278.7	3,452.2	3,588.5	5,060.9
	人数	369	390	411	427	603
訪問リハビリテーション	給付費	58,466	60,926	63,156	65,703	94,659
	回数	1,636.9	1,705.4	1,768.3	1,838.3	2,647.1
	人数	142	148	153	160	230
居宅療養管理指導	給付費	92,593	97,716	102,919	105,600	151,357
	人数	826	871	917	942	1,349
通所介護	給付費	1,410,959	1,484,030	1,563,291	1,618,164	2,311,056
	回数	14,827.7	15,567.0	16,370.9	17,027.1	24,250.1
	人数	1,195	1,254	1,318	1,373	1,954
通所リハビリテーション	給付費	419,389	435,899	452,675	475,150	672,459
	回数	3,844.5	3,985.1	4,131.9	4,347.7	6,134.5
	人数	441	457	474	499	704
短期入所生活介護	給付費	425,140	441,093	458,698	479,684	703,223
	日数	4,111.3	4,259.9	4,426.7	4,638.6	6,795.4
	人数	366	379	393	414	591



サービス種類	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
短期入所療養介護	給付費	174,565	181,562	188,274	197,805	281,725
	日数	1,338.0	1,388.9	1,439.0	1,518.0	2,157.4
	人数	158	164	170	179	255
福祉用具貸与	給付費	317,759	327,628	337,691	351,013	497,358
	人数	1,777	1,833	1,897	1,965	2,774
特定福祉用具販売	給付費	10,389	10,683	10,977	12,090	18,185
	人数	30	31	32	35	53
住宅改修	給付費	24,300	25,229	26,181	27,111	39,007
	人数	25	26	27	28	40
特定施設入居者 生活介護	給付費	119,143	125,945	128,199	138,203	194,163
	人数	49	52	53	57	80

② 地域密着型サービス

(給付費：千円/年、回数/月、人数/月)

サービス種類	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	給付費	132,657	141,665	148,226	155,306	215,455
	人数	57	61	64	68	94
認知症対応型通所 介護	給付費	45,113	45,138	50,653	52,078	72,859
	回数	339.4	339.4	378.8	390.4	548.1
	人数	24	24	27	28	39
小規模多機能型居 宅介護	給付費	176,706	183,281	193,581	201,893	279,400
	人数	74	77	80	85	118
認知症対応型共同 生活介護	給付費	742,761	743,173	798,444	798,444	1,108,753
	人数	240	240	258	258	358
地域密着型特定施 設入居者生活介護	給付費	217,894	218,015	218,015	218,015	294,911
	人数	87	87	87	87	116
地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護	給付費	186,840	186,944	186,944	186,944	381,720
	人数	58	58	58	58	116
看護小規模多機能 型居宅介護	給付費	19,369	21,641	23,364	25,625	39,836
	回数	10	11	12	13	20
地域密着型通所 介護	給付費	334,901	347,574	359,004	402,365	576,426
	回数	3,202.0	3,316.4	3,420.2	3,854.6	5,500.4
	人数	284	294	303	342	487

③ 施設サービス

(給付費：千円/年、人数/月)

サービス種類	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護老人福祉施設	給付費	1,546,418	1,554,122	1,560,968	1,905,626	2,555,927
	人数	468	470	472	577	772
介護老人保健施設	給付費	1,062,675	1,066,813	1,070,361	1,082,108	1,762,143
	人数	318	319	320	323	522
介護医療院	給付費	32,045	32,796	36,957	46,747	79,430
	人数	7	7	8	10	18
介護療養型医療施設	給付費	0	0	0		
	人数	0	0	0		

④ 居宅介護支援

(給付費：千円/年、人数/月)

サービス種類	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅介護支援	給付費	480,284	492,821	505,819	546,085	781,457
	人数	2,523	2,585	2,650	2,871	4,100

図表 5-27 介護予防サービス見込量・給付費の推計

## ① 居宅サービス

(給付費：千円/年、回数・日数/月、人数/月)

サービス種類	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防訪問入浴 介護	給付費	666	667	667	667	667
	回数	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5
	人数	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費	27,376	28,484	30,266	32,626	43,095
	回数	458.2	475.9	505.1	544.9	718.3
	人数	80	83	88	95	125
介護予防訪問リハ ビリテーション	給付費	20,291	20,647	21,270	22,304	29,969
	回数	559.7	569.2	586.4	614.9	826.2
	人数	61	62	64	67	90
介護予防居宅療養 管理指導	給付費	7,711	8,037	8,245	8,758	11,695
	人数	74	77	79	84	112
介護予防通所リハ ビリテーション	給付費	87,791	89,394	90,950	98,448	130,290
	人数	217	221	225	244	321
介護予防短期入所 生活介護	給付費	6,690	6,694	6,999	7,333	9,554
	日数	123.1	123.1	129.2	134.8	176.0
	人数	21	21	22	23	30
介護予防短期入所 療養介護	給付費	2,155	2,587	3,018	3,737	5,318
	日数	46.5	50.3	54.1	69.6	92.7
	人数	6	7	8	10	14
介護予防福祉用具 貸与	給付費	74,184	78,974	83,764	88,554	113,096
	人数	952	1,017	1,082	1,147	1,456
介護予防特定福祉 用具販売	給付費	5,985	5,985	5,985	6,610	8,486
	人数	19	19	19	21	27
介護予防住宅改修	給付費	21,278	23,417	24,539	26,677	32,986
	人数	20	22	23	25	31
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	4,909	4,912	4,912	4,912	7,934
	人数	5	5	5	5	8

② 地域密着型サービス

(給付費：千円/年、回数/月、人数/月)

サービス種類	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	4,107	4,945	5,479	5,479	6,848
	人数	6	7	8	8	10
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	8,911	8,916	8,916	8,916	14,860
	人数	3	3	3	3	5

③ 介護予防支援

(給付費：千円/年、人数/月)

サービス種類	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防支援	給付費	59,347	61,564	63,692	67,444	89,971
	人数	1,060	1,099	1,137	1,204	1,606

図表 5-28 総給付費の推計

(千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付費計 (Ⅰ)	8,990,074	9,231,850	9,536,399	10,191,768	14,689,050
予防給付費計 (Ⅱ)	331,401	345,223	358,702	382,465	504,769
総給付費 (合計) (Ⅲ) = (Ⅰ) + (Ⅱ)	9,321,475	9,577,073	9,895,101	10,574,233	15,193,819

(6) 保険料の算定

① 保険料設定にあたっての基本的な考え方

第1号被保険者の保険料は、令和3年度から令和5年度までの3年間を設定します。

保険料基準額（月額）の算定方法は以下のとおりです。

なお、保険料収納必要額とは、第1号被保険者負担分相当額に調整交付金、財政安定化基金、市町村特別給付費、介護給付費準備基金等を勘案した金額です。第1号被保険者負担分相当額は標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に第1号被保険者の負担割合を乗じた額です。

$$\text{保険料基準額（月額）} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \text{所得段階別加入割合補正後の被保険者数} \div 12 \text{ か月}$$

※「保険料収納必要額」、「所得段階別加入割合補正後の被保険者数」は3年間の合計額

図表 5-29 介護保険給付費の財源構成

総事業費	（総事業費の約90%） 総給付費	保険料 50%	第1号被保険者（65歳以上） の介護保険料		第2号被保険者（40～64歳） の介護保険料		
			23%		27%		
		公費 50%	国			県	市
			調整交付金 5%	20%		12.5%	12.5%
利用者負担（総事業費の約10%）							

備考：一定以上所得者の利用者負担は2割もしくは3割

地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は、第1号被保険者23%、公費77%

② 保険料の推計

介護サービス総費用のうち、原則1割は利用者負担で、9割分を介護給付費として公費と保険料で賄います。（一定以上所得者の利用者負担は2割もしくは3割。）介護給付費には、総給付費のほか、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料が含まれます。これを標準給付費見込額といいます。

保険料（第1号被保険者負担分相当額）は、標準給付費見込額と地域支援事業費の23%を負担します。なお、この割合は、各市町村の後期高齢者の割合や保険料段階の分布率によって補正され、本市の場合約28%となります。

図表 5-30 標準給付費見込額

(千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総給付費	9,321,475	9,577,073	9,895,101	10,574,233	15,193,819
特定入所者介護サービス費 給付額	159,238	148,437	154,288	164,833	230,044
高額介護サービス費給付額	175,000	177,450	184,443	197,045	275,000
高額医療合算介護サービス費 給付額	24,717	25,680	26,691	28,515	39,797
算定対象審査支払手数料	5,399	5,609	5,831	6,229	8,693
標準給付費見込額 (合計)	9,685,829	9,934,249	10,266,354	10,970,855	15,747,353

図表 5-31 地域支援事業費用見込額

(千円)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合 事業費	401,943	413,799	431,957	468,071	590,967
包括的支援事業費（地域包括 支援センターの運営及び任意 事業）	277,594	279,286	281,054	282,902	297,010
包括的支援事業費（社会保障 充実分）	140,570	140,570	140,570	140,738	140,738
地域支援事業費 (合計)	820,107	833,655	853,581	891,711	1,028,715

予定保険料収納率を99%、所得段階を14段階として保険料を算定すると、基準額5,535円（月額）となります。しかしながら、これまでの保険料の剰余分を介護給付費準備基金に積み立てていますので、この基金を全額取り崩し、第8期（令和3年度から令和5年度まで）の介護保険料は、基準額5,290円（月額）とします。

図表 5-32 第1号被保険者の保険料の基準額

(円)

区 分	第7期	第8期	令和7年 (2025年) 時点	令和22年 (2040年) 時点
算定上の保険料基準額（月額）	5,529	5,535	5,930	7,650
介護給付費準備基金取崩し影響額	239	245	0	0
保険料基準額（月額）	5,290	5,290	5,930	7,650

備考：保険料は国が示した地域包括ケア「見える化システム」の将来推計機能により算定しています。

③ 所得段階別の保険料

第7期計画（平成30年度から令和2年度まで）では、負担能力に応じた保険料負担の観点から、第6期計画における第9段階と第12段階を所得要件で2つに分割して14段階にするとともに、各段階の保険料率を見直しました。第8期計画（令和3年度から令和5年度まで）においては、第7段階から第9段階を区分する合計所得金額を国の改正に合わせ、その他は第7期と同じ所得段階及び保険料率としています。

第8期計画の介護保険料の基準額は第5段階の年額63,480円（月額5,290円）です。各段階における第1号被保険者の介護保険料（年額）は、基準額に保険料率を乗じた金額で、下表のとおりです。

図表 5-33 第8期計画期間中の介護保険料（所得段階別）

所得段階	対象者	保険料率	介護保険料 (年額)	
第1段階	世帯全員 非課税	生活保護、老齢福祉年金受給者または合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.40 (0.20)	25,392円 (12,696円)
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	0.60 (0.35)	38,088円 (22,218円)
第3段階		第1・2段階以外の人	0.65 (0.60)	41,262円 (38,088円)
第4段階	本人 非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.80	50,784円
第5段階		第4段階以外の人	1.00	63,480円 (基準額)
第6段階	本人 課税	合計所得金額が120万円未満	1.15	73,002円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	82,524円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	95,220円
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.70	107,916円
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90	120,612円
第11段階		合計所得金額が500万円以上700万円未満	2.10	133,308円
第12段階		合計所得金額が700万円以上900万円未満	2.30	146,004円
第13段階		合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.40	152,352円
第14段階	合計所得金額が1,000万円以上	2.50	158,700円	

備考：第8期（令和3年度から令和5年度まで）は、政令に基づき公費を投入し、第1段階から第3段階までの保険料率を軽減する予定です。表中の括弧書きの数値は、軽減後の保険料率及び介護保険料（年額）です。